

令和 7 年度

茅ヶ崎市財政健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

茅ヶ崎市監査委員

目次

令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について-----	5
令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について-----	9

8茅監第35号
令和8年8月20日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 成田 博隆
同 鈴木 善治
同 山崎 広子

令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和8年7月17日から令和8年8月19日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの検証
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの検証
- (3) 関係職員からの説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認めます。

イ 審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

(単位：%)

区 分	7 年 度	6 年 度	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	－	－	11.25	実質赤字なし
連結実質赤字比率	－	－	16.25	連結実質赤字なし
実質公債費比率	5.0	4.8	25.0	
将来負担比率	20.3	17.2	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和7年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス9.80%で、早期健全化基準の11.25%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和7年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス26.31%で、早期健全化基準の16.25%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は5.0%で、前年度の4.8%と比較すると、0.2ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和7年度の将来負担比率は20.3%で、前年度の17.2%と比較すると、3.1ポイント上昇し、悪化していますが、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

8 茅監第 3 6 号
令和 8 年 8 月 2 0 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和8年7月17日から令和8年8月19日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの検証
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの検証
- (3) 関係職員からの説明聴取

4 審査の結果

- (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を検証したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

(単位：%)

区 分	7 年 度	6 年 度	経営健全化基準	備 考
公共下水道事業会計	－	－	20.00	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	－	－	20.00	資金不足なし

- (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

